

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

169

提案区分

A 権限移譲

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

市町村土地区画整理事業に係る意見書提出先の市町村長への変更

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画を縦覧した際の意見書の提出先を市町村長とする。  
また、市町村長は提出された意見書を市町村都市計画審議会に付議し、当該審議会で審議することとする。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画を縦覧した際、利害関係者から意見書が提出された場合は、都道府県都市計画審議会に付議し、当該審議会で審議することとされている。

なお、都道府県施行の事業計画に対する意見書についても、都道府県都市計画審議会に付議し、同審議会で審議することとされている。

## 【支障事例】

都道府県都市計画審議会で県が説明するに当たって、事前に市町村への聞き取りをする必要があり、2週間程度要している。

また、都道府県都市計画審議会は実務上、最大で年4回の開催が限界と考えており、市町村の実情を踏まえた柔軟な開催が困難である。理由としては、都道府県都市計画審議会は規模が大きく(埼玉県都市計画審議会委員数 26 名:平成 29 年6月現在)、学識委員及び県議会議員の日程調整や議案の事前説明、会場の手配に3か月程度の準備期間を要すること、都市計画審議会の委員である県議会議員の出席のためには、県議会の開催時期(6月、9月、12月、3月)を除いて開催する必要があることが挙げられる。

こうしたことから、意見書が提出されてからの審議や事業計画の決定に時間を要している。

さらに、審議会において県は施行者の意見を代弁する形となっており、施行者自らが審議委員からの質問に責任ある立場で答えることができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

意見書が提出されてから、審議されるまでの期間が短縮できる。

さらに、地域の実情に精通した市町村都市計画審議会での審議が可能となり、審議会委員からの質問に対しても施行者が責任ある立場で答えることができる。

根拠法令等

土地区画整理法第 55 条第 2 項、第 3 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市

○意見書の提出があったならば支障となっていたであろうことは幾度かあった。例としては、当該年度内に換地処分を目指していた地区において、本計画承認へ向けての国や県との協議に時間を要し、事業計画縦覧開始時期に約1ヶ月程度の遅れが生じ、審議会開催まで1ヶ月の猶予期間があったとしても、審議会付議案件の締め切りは3ヶ月前であるため、意見書の提出があった際には次回開催に見送られるとのことであった。意見書が提出され、次回の審議会に見送られた場合には、縦覧が1ヶ月遅れであっても実質5ヶ月後の審議会に付議され、その後の事業計画認可申請から認可を受けることも約1ヶ月要することから、事業計画手続は実質約6ヶ月の遅れとなり、関係機関や市民に周知していた換地処分時期にも影響が生じ、関係機関の繁忙期を回避することを考慮すれば、事業としては、約1年以上の遅れとなることもあり得る。このようなことから、比較的流動的に開催することも可能な市都市計画審議会に権限を移譲となれば、期間的ロスを軽減し、事業期間の短縮が図れる。

#### 各府省からの第1次回答

土地区画整理事業に係る意見書の付議に関する規定は、市町村(指定都市を除く。以下同じ。)が施行する土地区画整理事業の事業計画の認可権者である都道府県知事が、認可に先立って事業計画の公正性を確保することを趣旨としたものである。このような制度趣旨に鑑みるに、市町村が施行する土地区画整理事業に係る意見書は都道府県知事に提出され、都道府県都市計画審議会へ付議される必要がある。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「認可に先立って事業計画の公正性を確保することを趣旨としたもの」とあるが、都道府県が施行する土地区画整理事業の設計の概要を国が認可する場合、意見書の付議先は事業者である都道府県の都市計画審議会となっていることから、これと同様の取扱いでよいと考える(指定都市についても意見書の付議先は指定都市都市計画審議会へ変更される)。

さらに、これまでの地方分権改革により、既に市町村都市計画審議会が土地区画整理事業に関連する都市計画決定(施行区域、用途、地区計画等)の審議の場となっており、意見書の審議の場としても市町村都市計画審議会は適当であると考えられる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

提案の実現を求める。

ただし、市町村の意見を聞くなど、課題等を整理の上、実現すること。

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 各府省からの第2次回答

第1次回答でもお答えしたとおり、土地区画整理事業に係る意見書の付議に関する規定は、市町村(指定都市を除く。)が施行する土地区画整理事業の事業計画の認可権者である都道府県知事が、認可に先立って事業計画の公正性を確保することを趣旨としたものである。これは、施行地区や設計の概要等の事業に関する重要な事項を定める事業計画は利害関係人の権利・利益に大きな影響を与え得るものであることから、利害関係人の意見書を認可権者である都道府県知事が直接受領し、認可に当たり公正な判断ができる仕組みとすることにより、利害関係人の権利・利益の保護を図っているものである。組合又は区画整理会社が施行者の場合も、この趣旨を踏まえ、認可権者である都道府県知事が意見書の内容を審査することとされている。(都道府県が施行者の場合に都道府県都市計画審議会に意見書を付議することとされているのは、事業計画の認可権者たる国土交通大臣が、認可に先立って、事業計画の公正性を確保する必要があるものの、都市計画的見地を有する公正な第三者機関が国に設置されていないため、便宜上、意見書を受領した都道府県知事は、都道府県都市計画審議会に意見書を付議することとされているものである。今般の制度改正により、指定都市が施行者

の場合に、意見書を受理した指定都市の市長が、市町村都市計画審議会に意見書を付議することとなるのも同様の趣旨に基づくものであり、このことをもって他の市町村も市町村都市計画審議会に意見書を付議することができる根拠にはならない。）

なお、審議会の規模が大きく、日程調整や会場確保に時間を要する

・施行者自らが審議員からの質問に責任ある立場で答えることができない

といった点については、

・審議会の規模の縮小や委員構成の見直し(※1)

・施行者を参考人として出席させる(※2)

といった措置を講じることにより支障を解消することが可能である。

また、市町村都市計画審議会の委員に市議会議員が含まれる場合には、市議会の開催時期を避ける必要が生じると考えられ、都道府県都市計画審議会の開催時期と同様、市町村都市計画審議会の開催時期についても制約が生ずることとなる。

(※1)都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第2条第2項において、委員の数は11人以上35人以内と規定されている。

(※2)貴県の都市計画審議会運営規則第7条によれば、「会長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。」と規定されているところ。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

—